

訪問看護ふれあい料金表(介護保険)

2022/4/1

1単位：10.7円(つくば市 5級地)

介護保険		単位数	ご利用者様負担額	ご利用者様負担額	ご利用者様負担額	
			(1割負担の場合)	(2割負担の場合)	(3割負担の場合)	
訪問看護費	看護師	20分未満	319	342円	683円	1,024円
		30分未満	476	510円	1,019円	1,528円
		30分以上60分未満	827	885円	1,770円	2,655円
		60分以上1時間30分未満	1,131	1,211円	2,421円	3,631円
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	(A) 1回あたり20分/日	299	320円	640円	960円
		(B) 1回あたり40分(A×2回)/日	598	640円	1,280円	1,920円
		(C) 1回あたり60分(A×3回)/日	810	867円	1,734円	2,601円
	※単位数・ご利用者様負担額にはサービス提供体制加算6単位/回が含まれています。 ※1日に3回以上訪問リハビリを行う場合(C)は、1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数での算定となります。 ※早朝(6時~8時)・夜間(18時~22時)は25%増。深夜(22時~6時)は50%増。ケアプランに位置づけられた計画訪問看護を提供した場合、又は2回目の緊急訪問が当該時間帯に行われた場合に加算となります。					
	サービス提供体制強化加算(1回につき)		6	7円	13円	20円
初回加算	・新規に訪問看護利用 ・過去2ヵ月サービスの提供を受けていない場合 ・要支援から要介護、要介護から要支援に変更時	300	321円	642円	963円	
緊急時訪問看護加算(月1回) 24時間の電話相談・緊急対応等		574	615円	1,229円	1,843円	
特別管理加算(月1回)	(I)留置カテーテル、気管カニューレ等使用	500	535円	1,070円	1,605円	
	(II)在宅酸素、人工肛門、褥瘡等	250	268円	535円	803円	
看護体制強化加算(月1回) ※1	(I) ①②の割合、③の人数を満たした場合	550	589円	1,177円	1,766円	
	(II) ①②の割合、③の人数を満たした場合	200	214円	428円	642円	
長時間訪問看護加算(特別管理加算対象者/1回につき・90分以上) ※2		300	321円	642円	963円	
退院時共同指導加算(月2回まで・医療施設職員と共に療養指導を行った場合)		600	642円	1,284円	1,926円	
複数名訪問加算(1回につき)	・利用者、家族の同意のもと、看護師・理学療法士・作業療法士が2名以上でサービスを提供した場合	30分未満	254	272円	544円	816円
		30分以上	402	431円	861円	1,291円
ターミナルケア加算(適応時) 死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上ターミナルケアを行った場合		2,000	2,140円	4,280円	6,420円	
看護・介護職員連携強化加算(月1回) 介護職員への疲の吸引等助言・指導		250	268円	535円	803円	
※1 看護体制強化加算(以下の①~③のすべての要件を満たした場合に算定)： ① 前6月間において利用者総数のうち緊急時訪問看護加算算定者の割合が50/100以上 ② 前6月間において利用者総数のうち特別管理加算算定者の割合が20/100以上 ③ 前12月間においてターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上(I)・1名以上(II) ※2 ケアプランに位置づけられた計画的な訪問看護を提供した場合。						

- ◆ 訪問看護は主治医の指示のもと行っているため、主治医が交付した訪問看護指示書が必要となり、状態によって1~6ヶ月に1回発行されます。医療機関より訪問看護指示書料を請求されますのでご了承ください。
- ◆ 受給者証の種類によって公費負担が適用となり自己負担額が軽減される場合があります。
- ◆ 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合は、医療保険の適用となります。

訪問看護ふれあい料金表(介護予防)

2022/4/1

1単位：10.7円（つくば市 5級地）

介護保険		単位数	ご利用者様負担額	ご利用者様負担額	ご利用者様負担額	
			(1割負担の場合)	(2割負担の場合)	(3割負担の場合)	
訪問看護費	看護師	20分未満	308	330円	659円	989円
		30分未満	456	488円	976円	1,464円
		30分以上60分未満	798	854円	1,708円	2,562円
		60分以上1時間30分未満	1,093	1,170円	2,339円	3,509円
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	(A) 1回あたり20分/日	289	310円	619円	928円
		(B) 1回あたり40分(A×2回)/日	578	619円	1,237円	1,856円
		(C) 1回あたり60分(A×3回)/日	444	475円	950円	1,425円
	※単位数・ご利用者様負担額にはサービス提供体制加算6単位/回が含まれています。					
	※1日に3回以上訪問リハビリを行う場合(C)は、1回につき所定単位数に50/100を乗じた単位数での算定となります。					
	※早朝(6時~8時)・夜間(18時~22時)は25%増。深夜(22時~6時)は50%増。ケアプランに位置づけられた計画訪問看護を提供した場合、又は2回目の緊急訪問が当該時間帯に行われた場合に加算となります。					
加算	サービス提供体制強化加算(1回につき)		6	7円	13円	20円
	初回加算	・新規に訪問看護利用 ・過去2ヵ月サービスの提供を受けていない場合 ・要支援から要介護、要介護から要支援に変更時	300	321円	642円	963円
	緊急時訪問看護加算(月1回) 24時間の電話相談・緊急対応等		574	615円	1,229円	1,843円
	特別管理加算(月1回)	(I)留置カテーテル、気管チューブ等使用	500	535円	1,070円	1,605円
		(II)在宅酸素、人工肛門、褥瘡等	250	268円	535円	803円
	看護体制強化加算Ⅱ(月1回) ※1		100	107円	214円	321円
	長時間訪問看護加算(特別管理加算対象者/1回につき・90分以上) ※2		300	321円	642円	963円
	退院時共同指導加算(月2回まで・医療施設職員と共に療養指導を行った場合)		600	642円	1,284円	1,926円
	複数名訪問加算(1回につき)	30分未満	254	272円	544円	816円
		30分以上	402	431円	861円	1,291円
・利用者、家族の同意のもと、看護師・理学療法士・作業療法士が2名以上でサービスを提供した場合						
※1 看護体制強化加算(以下の①・②の要件を満たした場合に算定)： ① 前6月間において利用者総数のうち緊急時訪問看護加算算定者の割合が50/100以上 ② 前6月間において利用者総数のうち特別管理加算算定者の割合が20/100以上						
※2 ケアプランに位置づけられた計画的な訪問看護を提供した場合。						

- ◆ 訪問看護は主治医の指示のもと行っているため、主治医が交付した訪問看護指示書が必要となり、状態によって1~6ヶ月に1回発行されます。医療機関より訪問看護指示書料を請求されますのでご了承ください。
- ◆ 受給者証の種類によって公費負担が適用となり自己負担額が軽減される場合があります。
- ◆ 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合は、医療保険の適用となります。